

○日野文化会館設置条例

昭和 37 年 8 月 1 日
条例第 22 号

(設置)

第 1 条 住民の交流を促進し、自主的な福祉活動および文化活動の振興を図るため、日野文化会館(以下「会館」という。)を設置する。
(平 14 条例 12・全改)

(名称および位置)

第 2 条 会館の名称および位置は、次のとおりとする。

名称 日野町立日野文化会館

位置 日野町大字豊田 304 番地の 1

(平 14 条例 12・一部改正)

(施設範囲)

第 3 条 会館に次の施設を設ける。

- (1) 事務室
- (2) 相談室
- (3) 図書室
- (4) 第 1 会議室
- (5) 第 2 会議室
- (6) 集会室

(平 2 条例 11・平 14 条例 12・一部改正)

(事業)

第 4 条 会館は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 住民の自主的な福祉活動および文化活動に対する指導助言に関すること。
- (2) 住民の生活上の諸問題の相談に関すること。
- (3) 人権啓発に関すること。
- (4) 隣保活動に関すること。
- (5) その他目的達成のため必要な事業

(平 14 条例 12・全改)

(職員)

第 5 条 会館に館長その他必要な職員を置く。

(昭 48 条例 12・全改、平 14 条例 12・一部改正)

(運営委員会)

第 6 条 会館の運営を円滑に行うため、日野文化会館運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関し、必要な事項は別に定める。

(平 14 条例 12・一部改正)

(使用)

第 7 条 館長は、事業に支障のない限り施設設備その他の物件を使用させる事ができる。

(平 14 条例 12・一部改正)

(使用料)

第 8 条 会館の使用については、別に条例の定めるところにより使用料を徴収する。

(平 14 条例 12・一部改正)

(使用料の減免)

第 9 条 次の各号の一に該当する時は、使用料を減免することができる。

- (1) 町の機関が使用するとき。
- (2) もっぱら公益のために使用するとき。
- (3) その他館長が減免の必要があると認めたとき。

(その他)

第 10 条 この条例に定めるものの外、必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 8 月 15 日から施行する。

附 則(昭和 48 年条例第 12 号)抄

- 1 この条例は、昭和 48 年 6 月 1 日から施行する。

付 則(平成 2 年条例第 11 号)抄

- 1 この条例は、平成 2 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 13 年条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 14 年条例第 12 号)

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。